

参考様式6（第7条関係・公表用）

提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する対応

政策等の案の名称：美里町過疎地域持続的発展計画（案）

No.	提出された意見等の概要	対 応		修 正 内 容 (修正したとき)
		採用有無	理 由	
1	<p>巻頭、この計画を作成した趣旨、目的及び背景を町長名で計画の中に明記する。あわせて、関連する記述を目的に適した表現に改める。</p> <p>理由：計画を作成した趣旨、目的及び背景がパブリックコメントの実施通知に書かれていても、計画策定後に公表されるのは計画だけになるので、計画本体に記載して、関係者が共有できるようにする。</p> <p>総合計画を作成する際には、コンパクト・シティだとか、美里は一つなどといって、地域協議会の設置も見送った経緯があり、後から施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下、法という）の趣旨とは異質の考えがあったので、そのギャップを埋める必要がある。また、この計画全体が他人事のような書き方になっており、町として計画達成の本気度を示すことが必要である。</p>	有	<p>いただいた御意見を踏まえ、パブリックコメント実施通知に記載した内容等を「はじめに」として冒頭に追記します。</p>	<p>別添の計画書「はじめに」のとおり。</p>

2	<p>巻頭、背景の記述には、南郷地域が一部過疎に該当した理由の説明を含める。</p> <p>理由：一部過疎に該当した理由を明らかにし、法が適用される範囲を明確に伝え、課題を明らかにする。美里町全体が法が適用される過疎地域に該当しているとの誤解を解消する。</p>	有	<p>いただいた御意見を踏まえ、「はじめに」として冒頭に追記します。</p>	<p>別添の計画書「はじめに」のとおり。</p>
3	<p>1 ページ 1. (1) アの本文 3 行目、美里町の自然的条件として、地形に関する記述と地図を追加する。</p> <p>例：本町は、北西から南東にかけて約 20 k m で、幅がおよそ 5 k m の細長い形に加え、ほぼ中央部分がくびれ、その最小幅部が 1 k m 余りという独特の地形です。南郷地域は、このくびれから南東に広がる平坦な地域で、面積は町全体の 5 2. 6 パーセントを占め、北は涌谷町、東は石巻市、南は東松島市、そして西は鳴瀬川を挟んで大崎市に接しています。</p> <p>理由：地形が独特であることは、地域の発展を考えるうえで重要な条件である。</p>	有	<p>いただいた御意見を踏まえ、町全域の管内図（イラスト）のページを追加します。なお、本町の地形に関する記述は訂正いたしません。</p>	<p>2 ページ目にイラスト挿入</p>
4	<p>1 ページ最後に「また、南郷中学校が廃校になれば、南郷地区に宅地開発しても近くに学校がないため子育て世代には</p>	有	<p>いただいた御意見を踏まえ、2 ページ 8 行目に右記のとおり追記します。</p>	<p>2 ページ 8 行目に追記「令和 7 年 4 月には、町内 3 つの中学校を小牛田地域に 1 つの統合中学校とする計画が</p>

	魅力が乏しいものになる恐れがあります。」を追加してはどうか。			進んでおります。このような今後変化する社会情勢も踏まえ、美里町における過疎対策を検討していく必要があります。」
5	割合（パーセント）の表記は、特に支障がない限り JIS Z8401（数値の丸め方）によって丸めた値に統一する。例えば、この案の3ページにおいて、昭和60年の第1次産業従事者の割合は、3行目では41パーセント、下部にある表では41.2パーセントになっている。一方、平成17年のそれは、4行目では約23パーセント、下部にある表では23.4パーセントになっていて、統一されていない。理由：混乱を防止し、理解しやすくする。	有	本文中の数値表示について、小数第2位で四捨五入し、小数点以下第1位までの表示に統一します。	（本文該当箇所）下記のとおり訂正 ① 2ページ下から7行目「約25」→「25.6」 ② 3ページ3行目「41」→「41.2」 ③ 3ページ4行目「約23」→「23.4」 ④ 4ページ3行目「約11」→「11.8」 ⑤ 4ページ4行目「31」→「31.7」 ⑥ 4ページ6行目「約11」→「11.7」 ⑦ 4ページ7行目「約55」→「55.9」 ⑧ 4ページ8行目「34」→「34.4」
6	2ページ3行目「小牛田地域との人口減少率の較差が広がりつつある中、」を削除する。	無	国勢調査の結果を分析すると、小牛田地域と南郷地域の人口減少率の較差は、平成17年2.9、平成22年4.0、	

	理由：人口減少率の較差が広がっているとうデータはない。平成 13 年から平成 16 年の人口減少率較差はむしろ縮小している。		平成 27 年 6.2 となっており、削除する必要はないと考えます。	
7	4 ページ 6 行目、年齢構成の説明には、いつのデータか記載を追加する。 理由：データの時期が不明確では、比較できない。	有	前段美里町全体の記述と同じように、平成 27 年のデータであることを追記します。	4 ページ 6 行目「南郷地域では、」のあとに追記「平成 27 年における」
8	4 ページ 6 行目、人口の推移に年齢階層別男女別の分析結果を追加する。 理由：今後の人口動向を考えるうえで、年齢階層別の女性人口の推移は重要です。	無	本計画書における年齢階層別男女比率の分析及び結果の記載については、国及び県から求めていることから記載しておりません。町としては、今後の人口動向を考えるうえで年齢別男女別人口の分析は必要であると考えており、これを含め人口推計等を行っております。	
9	4 ページ表 1-1 の下に備考を設け、空白欄の説明を追加する。 例：昭和 35 年及び昭和 50 年の国勢調査については、人口 50 万人未満の市町村の年齢別人口は公表されていない。 理由：年齢別人口の欄が空白になっている理由を明らかにする。	有	いただいた御意見のとおり、表下部に追記します。なお、昭和 50 年のデータ及び年齢不詳人口について追記します。	4 ページ表 1-1 (1) 下部に追記「※ 表 1-1 (1) 昭和 35 年国勢調査においては、6 大都市以外の市町村の年齢別人口が公表されていないため、空白としています。また、各年齢区分には年齢不詳人口が含まれていません。」
10	6 ページ 3 行目、行財政の現況と動向の記述中の中学校に関する記述「令和 7	無	同じような内容を前述しており、繰り返すことになることから、御意見の訂正は必	

	<p>年４月には、・・・。」の文章を次のように改める。</p> <p>「令和７年４月には、南郷地域唯一の中学校を廃止して新たな統合中学校を小牛田地域に開校する大規模事業に５５億円を投入する計画をしております、その他の分野において積極的な財政出動は難しい５年間となる（令和２年７月の第１回美里町総合計画等審議会資料）。」</p> <p>理由：南郷地域の活力に影響すること、及び課題を明らかにする。</p>		<p>要ないと考えます。</p>	
11	<p>６ページ３行目「新たな中学校の開校も計画されており」を「南郷中学校が廃校され、小牛田地区に新たな統合中学校の開校も計画されており」に訂正してはどうか。</p>	無	<p>同じような内容を前述しており、繰り返すこととなることから、御意見の訂正は不要ないと考えます。</p>	
12	<p>７ページ下部、地域の持続的発展の基本方針は、総合計画の将来像にこだわらず、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下、法という）の趣旨を踏まえた地域の将来像及び基本方針を設定する。</p> <p>理由：総合計画の将来像は、過疎地域における持続可能な社会の形成及び地域資</p>	無	<p>本計画策定時においては、（４）地域の持続的発展の基本方針に記載のとおり考えております。今後、本計画を推進していく上で、基本方針や事業の見直しなど必要があれば対応してまいります。</p>	

	<p>源等を活用した地域活力の更なる向上という法の趣旨になじまない。むしろ文末にある「ここに住みたいと思える魅力ある地域」のほうが地域の将来像に相応しいと思う。そもそも総合計画の将来像にある「心豊かな人材…」の「心豊かな」は、個人の心のうちの問題であって、他人には分からない。しかも、「心豊かな人材」については、その意味・意図を公式に説明してないし、発案時の議事録もなく、11対9の多数決で決まっただけである。このような共通理解できないものを町の将来像として掲げ続けるのは、問題だと思う。</p>			
13	<p>8ページ2行目に「魅力ある地域づくりを推進します。しかし、南郷中学校が廃校になればその魅力も薄れる可能性があります。」を追加してはどうか。</p>	無	<p>本計画「(4) 地域の持続的発展の基本方針」としては、御意見の「しかし」以降の記述は必要ないと考えます。</p>	
14	<p>8ページ12行目、地域の持続的発展ため基本目標の目標人口は、見直す必要がある。 理由：総合計画は、国勢調査の人口を用いており、10月1日午前零時現在の人口である。第2次総合計画に掲げた推計</p>	無	<p>推計人口と目標人口の測定時期に6か月のずれがあることについては、御指摘のとおりです。町の会計年度は毎年4月から翌年3月までであり、各種事業が展開されております。これにより各事業は毎年度終了後に施策の成果として取</p>	

	<p>の人口 22,610 人は、令和 7 年 10 月 1 日午前零時現在の人口であり、令和 7 年度の推計人口ではない。本案の目標人口は、令和 7 年度末、すなわち令和 8 年 3 月 31 日の人口であり、測定時期に 6 か月のずれがあるので、美里町の目標人口を総合計画と同じ 22,610 人とするのは妥当でない。国勢調査の人口と 10 月 1 日午前零時現在の住民基本台帳の人口は、一般には同じとならないので、令和 3 年 3 月末日の住民基本台帳人口による小牛田地域と南郷地域の人口比を国勢調査人口でも同じとする考えには根拠がない。また、この方法で推計した令和 7 年の人口は、令和 3 年からの 5 年間の人口減少率が小牛田地域では 6.21%、南郷地域は 6.03% になっている。南郷地域に特化した移住・定住等の人口増加誘導策がないにもかかわらず、小牛田地域より南郷地域の人口減少率が小さくなるというのも説得性がない。</p>		<p>組の検証を行っております。これを踏まえながら、毎年度末に目標人口を実現しているかを検証していきたいと考えております。</p> <p>本計画の基本目標については、総合計画との整合を図る必要があるため、(5) 地域の持続的発展のための基本目標に記載のとおり考えております。</p>	
15	<p>8 ページ 12 行目、地域の持続的発展のための基本目標は、人口以外の目標も設ける。</p>	無	<p>本計画書の基本目標において、目標人口については必ず記載することを求められていますが、それ以外の目標の記載</p>	

	理由：法の趣旨は、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域力の更なる向上である。人口だけでは計画の目的を達成しているかどうか評価できないので、持続可能な地域社会の形成及び地域活力の向上を測る基本目標が必要である。		については必ずしも求められているものではありません。また、分野毎に必要なと考えられる目標については、後述しております。 今後、本計画を推進していく上で、基本目標を見直す必要がある場合は、対応を検討いたします。	
16	8 ページ下部、計画の達成状況の評価に関する事項は、人口以外の基本目標も設け、計画期間中に少なくとも年度ごとに評価するようにする。 理由：評価時期が計画期間末日だけでは、計画を達成するためのPDCAサイクルがまわせないで、計画のマネジメントができない。また、総合計画の人口は国勢調査人口であり、住民基本台帳の人口ではないので、比較できない。人口以外の基本目標については、NO.15 で述べたとおりである。	無	8 ページ下から3行目(6)計画の達成状況の評価に関する事項に記載のとおり、毎年3月末日の行政区別人口と各年度の目標人口の較差を確認し、その状況の評価していきます。各分野別に設定した分野別目標については、総合計画実施計画書に掲げる指標等であることから、各年度主要な施策の成果等によりその評価を行います。人口以外の基本目標については、前述のとおりです。	
17	全体的に、大きな方針や目標が掲げられていますが、その達成に向けた具体的な取組内容とその進捗を図るKPIの設定が無いように思います。例を挙げると、8 ページ目にある令和7年度の南郷地域	無	8 ページ下から3行目(6)計画の達成状況の評価に関する事項に記載のとおり、毎年3月末日の行政区別人口と各年度の目標人口の較差を確認し、その状況の評価していきます。各分野別に設定	

	<p>の目標人口を設定していますが、その進捗評価を令和7年度にしか行わないように記載されています。その過程で実行した施策が有効で、確実に目標をクリアできるのかを期間中に推し測る、アウトプットKPIとアウトカムKPIの設定がよくわかりません。令和7年に蓋を開けて、目標クリアできなかつたら誰がどんな責任を取るのでしょうか。もっと住民に実行計画の内容と結果のレビューをわかりやすく示す必要があると思います。</p>		<p>した分野別目標については、総合計画実施計画書に掲げる指標等であることから、各年度主要な施策の成果等によりその評価を行います。</p>	
18	<p>9 ページ 13 行目以降、公共施設等総合管理計画との整合は、この持続的発展計画の考え方が公共施設等総合管理計画に適合しているのか、異なっているのらどのように異なっているかそれをどのようにして解消するかを記載する。</p> <p>理由：本案の表現は、何に基いて過疎地域における公共施設の管理をするか不明確である。過疎地域も含め公共施設等の管理は、公共施設等総合管理計画に基づいて実施するのであるから、持続的発展計画の考え方は公共施設等総合管理計画に反映されていなければならない。なお、</p>	無	<p>いただいた御意見のとおり、過疎地域を含む公共施設等の管理は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われます。また、本計画にかかわる公共施設等の整備等については、公共施設等総合管理計画と整合を図る必要があることから、本計画書にはその旨記載することが求められているものです。</p>	

	<p>公共施設等総合管理計画については、期ごとの個別施設計画が作成されていないこと、新規施設の導入や既存施設の廃止についての管理が脱落しているなどの問題があり、十分に機能してないので、早急に管理体制を整備する必要がある。</p>			
19	<p>9 ページ目にある、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の中で、「進学、就職、婚姻等をきっかけとして転出する人が多く、特に若年者人口の減少が顕著となっていることから、人口減少を抑制するために、住環境、雇用、子育て支援、教育環境、防犯等の様々な取組との連携が必要とされます。」とありますが、中学校を統合し、小牛田地域に持っていくことは、ここにある、「住環境」、「子育て支援」「教育環境」の部分で、ダイレクトにダメージとして南郷地域の人口減少に効いてくると思います。新たに移住を考える人の立場に立つと、将来的にも小学校と中学校ともに近くにある地域に移住を考えるのが普通の考え方です。その視点に立って、中学校統合計画の見直しをするべきではないでしょうか。</p>	無	<p>いただいた御意見のとおり、中学校の統合については南郷地域に大きな影響が生じますが、統合中学校の計画については、現在進行しております。本計画においては、新中学校が建設されることを踏まえながら南郷地域が持続的に発展するための過疎対策を推進していく考えです。</p>	

20	<p>10 ページ、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の事業計画に以下2つの事業を追加してはどうか。</p> <p>(地域間交流) 行政区毎の地域活動集会場を建設することで、コミュニティが高められ、地域活動が活発になる。</p> <p>(地域間交流) 利用していない耕作地(畑)を集約し、家庭園芸地として町民と年間契約を結び貸し出しする。家庭園芸地は、地域住民にトラクターで耕作していただくと共に、地域住民に栽培指導していただく。地域間交流が高まると共に農作物に対する町民の意識が変わってくる。</p>	有	<p>南郷地域の行政区等においては、地域活動集会所が、すでに地域住民により設置管理されております。また、町では、随時集会所の建設等について行政区からの相談に応じ設置支援をおこなっており、本計画の事業計画としては記載しておりません。</p> <p>地域間交流の促進による関係人口の確保につきましては、御提案いただきました家庭園芸地を通じた取組のほか、様々な取組が考えられることから具体的に事業計画としては記載しておりませんが、(2) その対策に追記します。</p>	<p>10 ページ13行目に追記「>歴史、文化、物産、観光等の分野における新たな交流を推進するとともに、交流を実施している団体等を支援して、関係人口の増加を図ります。」</p>
21	<p>10 ページ目にある、産業の振興の中で、特に商工業・観光物産の振興の内容について、その対策があまりにも消極的過ぎているように感じます。企業の誘致の面での施策が抽象的だったり、現在の仕組みの活用レベルで終わっていて、外から見た目線での南郷地域だからこその魅力を作り出そうという対策が見て取れません。企業誘致は過疎問題だけでなく、</p>	無	<p>商工業・観光物産等の振興については、15 ページ2行目以降に記載しております。過疎地域への立地企業には、新たな設備投資などに対する税の特例措置などの支援を行うとともに新たな発想や事業への支援を行いながら、地域振興につながるよう努めてまいります。</p>	

	あらゆる面で美里町に恩恵を与えてくれます。ただ、そういう受け皿を積極的に作ろうという姿勢が感じられなければ、企業は美里町、南郷地域に設置しようという考えを持ってはくれません。工業団地の整備等、過去、合併して活用できていない幼稚園や小学校の跡地も含め、もっと企業誘致の下地作りに投資するプランを明確に対策として持っていてよいのではないのでしょうか。			
22	12ページ19行目に記載の「国内人工林」について、美里町に人工林のある山林があるのか。	有	町内に人工林はあります。しかし、本計画は南郷地域が持続的に発展するための計画であり、南郷地域には人工林がないことから、削除します。	12ページ19行から20行まで削除 14ページ36行から15ページ1行まで削除
23	19ページ目に、地域における情報化の中で、現状と問題点として、DXや非常時における情報環境整備について触れていますが、その対策が「現状維持」というのはあり得ないと思います。未来を語る時に「現状維持」は衰退を表します。なぜなら、周りの環境は進化していくからです。あえて過疎とその対策を議論しているのに、そんな姿勢では行政の本気度が疑わしく感じます。民間情報通	無	情報通信サービスに係る設備の導入については、現在、民間事業者に依存しているため、行政が積極的に導入を図る考えはありません。今後、民間事業者において5Gなどに対応した新たなインフラ整備を期待するものです。町としては、このような民間事業者が行う設備等導入の支援(設備導入に当たり支障が出ないような調整、要望等)をするという趣旨で記載しております。	

	<p>信業者による新たな情報通信サービスの導入を促進しますとありますが、まったく具体性がありません。どんな新たな情報通信サービスを向こう5年間で南郷地域に導入したら過疎化対策になるのでしょうか。なんでそんなに消極的なのか？その理由をお聞かせください。</p>			
24	<p>20ページ、地域における情報化の事業計画に、以下の事業を追加してはどうか。</p> <p>(地域における情報化) 大規模災害に役立つFM放送の基地を開局し、様々な情報通信サービスを展開する。</p>	無	<p>コミュニティ放送局の開設運営は想定しておりません。</p> <p>なお、災害時の情報伝達手段として防災行政無線を各地域又は戸別に設置しております。</p>	
25	<p>20ページ目にある、交通施設の整備、交通手段の確保の中で、現状と問題点として、一番最初に、「・・・地域から寄せられる道路整備の要望に対応しきれいていません。」とありますが、なぜそういう事実になったのか、その理由に基づいた対策が示されていません。計画的な道路巡回がなぜできなかったのか。その理由が明確になっていなければ、この対策は意味がないので、こういった記載になった経緯と理由をお聞かせください。</p>	無	<p>町では、地域からの要望を受け道路等の整備を限られた予算の範囲で順次対応しておりますが、すべての要望に対応しきれいていないのが現状となっております。今後も、限られた予算の範囲であることは変わりませんが、国から過疎対策として財政支援を受けることによってこれまでよりも早期の対応が可能になると考えますので、御理解願います。</p>	

26	<p>23 ページ目にある、生活環境の整備の中で、現状の問題点として、「町営住宅は経年劣化による損傷が進んでいるため、町営住宅の入居者が安心して暮らすために、適切に維持管理することが必要」とありますが、その対策として、「適切な維持管理に努めます」とあります。具体的に何をどうするのですか？「現状維持」なら劣化したものは劣化したままです。前述にも触れましたが、未来を語る上で、現状維持は衰退です。どんどん劣化していきます。町営住宅は、他市町村からの移住者を見た時に、重要なファクターとなります。仙台から見た際、小牛田よりも短い時間で行き来できる鹿島台駅を近くに有する南郷地域ならではの強みがあるのに、そこにある町民住宅がボロボロであれば、移住を考える若年者が魅力を感じるでしょうか。具体的に何をどうするのか、説明してください。</p> <p>同じ項目でもう1点、何で公営住宅入居者等の満足度目標が平成30年度より令和7年度のほうを低く設定したのでしょうか？発展計画を考えているのに、目</p>	有	<p>町営住宅については、現在、長寿命化計画の見直しを行っております。長寿命化計画では、大規模改修、建替え、除却等について検討してまいります。また、維持管理は、計画的な修繕のほかに随時入居者からの連絡により対応しております。</p> <p>なお、減価償却期限を過ぎ経年劣化が進んでいる建物については、入居者が退去した際に政策空き家としながら今後の施設の在り方を検討することとしています。</p> <p>公営住宅入居者等の満足度については、平成30年度の実績値73%と記載しておりましたが、平成29年度に実施した調査の実績値51.5%の誤りでしたので訂正させていただきます。これを基準値として令和7年度の目標値としております。</p>	<p>24 ページ分野別目標を訂正</p> <p>① 「(平成30年度) 73.0%」 → 「(平成29年度) 51.5%」</p> <p>② 「(令和7年度) 69%以上 (平成29年度基準値)」 → 「(令和7年度) 51.5%以上」</p>
----	---	---	--	---

	標を低くするなんてあり得ないです。この設定にした具体的な根拠を示してください。			
27	<p>25 ページ、生活環境の整備の事業計画に、以下の事業を追加してはどうか。</p> <p>(生活環境の整備) 少子高齢化が進む中、燃やせる粗大ゴミ、燃やせない粗大ゴミは、それぞれ東部クリーンセンター、大崎クリーンセンターに持ち込みすることになっているが、免許証がない高齢者、車がない人はどうすべきか。石巻方式を参考に個別収集が必要である。</p>	無	<p>町では、燃えない粗大ごみは指定日に集積所に出していただくこととしておりますが、燃える粗大ごみは、クリーンセンターへ自己搬入または民間事業者(有料)の利用をお願いしております。いただいた御意見を参考にしながら、今後、更に良い方法を検討してまいります。</p>	
28	<p>28 ページ、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の事業計画に、以下2つの事業を追加してはどうか。</p> <p>(高齢者等の保健) 教育委員会が事業主体となり、高齢者を対象とした各種教室・講座を開催する。</p> <p>(高齢者等の保健) 高齢者が筋力トレーニング器具を設置し、定期的に講座を開設する。</p>	無	<p>御指摘の事業計画には具体的な事業を掲載しておりませんが、現在、各地区コミュニティセンター等で高齢者向けの各種事業を実施しており、いただいた御意見を参考にしながら、引き続き過疎対策につながる事業の実施を検討してまいります。</p>	
29	<p>30 ページ、医療の確保の事業計画に、以下の事業を追加してはどうか。</p>	無	<p>町では、南郷地域の唯一の病院である南郷病院を維持していくことが重要で</p>	

	<p>(医療の確保) 東北大学病院、大崎市民病院を中心として、医療機能の連携を図り、カルテを共有できるシステムを導入する。また、診察券を電子化にする。</p>		<p>あると考えております。いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	
30	<p>30ページ目にある、教育の振興の中で、現状の問題点として、「新中学校の整備を進めています・・・」が列記されていますが、それが問題点なのであれば、すぐに新中学校建設計画は止めるべきです。そうでなければ、新中学校の整備を進めていることが問題点ではなく、なぜ「新中学校の整備」が必要なのかの事実が問題点です。一体どっちの考えなのかと、真の問題点についてその記載が無いので明確に示してください。</p>	無	<p>新中学校の整備により南郷地域から通学する方に大きな影響が生じ、開校を円滑に行うための課題が想定されることから記載しております。統合中学校の計画については、現在進行しておりますことから、本計画においては、新中学校が建設されることを踏まえながら南郷地域が持続的に発展するための過疎対策を推進していく考えです。</p>	
31	<p>30ページ以降、「9教育の振興」について、以下の内容を追加してはどうか。</p> <p>9－(1)現状と問題点</p> <p>①過疎指定された南郷地域の教育問題最大の問題点は、現在教育委員会が独断で進めている南郷中学校廃校計画である。学校廃校計画は、学校運営の最重要課題であるが、その権限は、教育委員会にも町長にもないことは、地方自治法(公の</p>	無	<p>統合中学校の計画については、現在進行しておりますことから、本計画においては、新中学校が建設されることを踏まえながら南郷地域が持続的に発展するための過疎対策を推進していく考えです。御理解と御協力をお願いします。また、御意見のあったその手続き等については、法令等に抵触しないよう努めてまいります。</p>	

<p>施設の設置管理及び廃止) 第244条の2第2項に明記されています。現在、執行を図ろうとしていることは、上記の法違反であり、その他の法律違反をも惹起する大きな問題点であります。</p> <p>②スクールバス通学については、時間的制約、そして生徒の精神的、肉体的苦痛に対する家庭、地域住民その他の関係者からの拒否、更には8千万円超/年になる油の垂れ流し料イコール税金の垂れ流し(案)に対する不信感が、南郷地域住民間に渦巻いており、これを強引に実行することは、教育基本法(教育行政)第16条第3項に違反し、他の法令違反を惹起し、大きな問題点となります。</p> <p>9-(1) その対策</p> <p>①現在進行中の三中学校統合計画は、何ら法的根拠を持たない、教育委員会の独断プランに過ぎず、更には又、今回の過疎指定される4～5年も前の計画であり、指定後は当然見直しが必要である。学校運営(含学校廃校)については、教育基本法第13条、地教行法第47条の6に規定されている通り学校運営三主体</p>			
---	--	--	--

	<p>(学校、家庭、地域住民その他関係者)に委ねられています。本町においては、全国で75%以上も設置している学校運営協議会を早急に設置し、各学校ごとに直接個別法形式に則り、方針決定する必要があります。</p> <p>②スクールバス運営については、学校、家庭、地域住民その他関係者の理解と協力がなければ成立しません。従って、早急に学校運営協議会を設置し、そこでの論議、提言が必要であると思われます。</p> <p>更に膨大な税、大金の垂れ流しについては、本町教育委員会が南郷中学校の生徒に何を求めてのものなのか、どれ程の教育的価値を求めてのものなのかを具体的に、明確に示すべきである。もし、単なる交通手段としてだけのものであるとすれば、これは正に、愚の骨頂と言わざるを得ず、地方自治法（地方公共団体の法人格とその事務）第2条⑭に抵触し、最悪の計画と言わざるを得ず、廃案とすべきと考えます。</p>			
32	31 ページ下から8行目の「新中学校の整備を進めています」を「南郷中学校	無	同じような内容を前述しており、繰り返しとなることから訂正は必要ないと	

	を廃校し、小牛田地区に統合中学校の建設を進めています」に訂正してはどうか。		考えます。	
33	32ページ下から4行目「新中学校の令和7年4月開校を目指し」を「南郷中学校を廃止し、小牛田地区に統合中学校の令和7年4月開校を目指し」に訂正してはどうか。	無	同じような内容を前述しており、繰り返しとなることから訂正は必要ないと考えます。	
34	33ページ、教育の振興の事業計画に、以下の事業を追加してはどうか。 (教育の振興：社会教育) 子供から高齢者まで参加できる各種教室・講座を企画開催し、生涯学習の充実を図る。	無	本事業計画には具体的な事業を掲載していませんが、現在、各地区コミュニティセンター等で各種事業を実施しており、いただいた御意見を参考にしながら引き続き過疎対策につながる事業を検討してまいります。	
35	34ページ、集落の整備の事業計画に、以下の事業を追加してはどうか。 (集落の整備：地域人材の活用) 公共施設を利用している趣味のサークル、スポーツの団体等が施設毎に利用団体連絡協議会を組織して生涯学習の指導者として育成し、各種教室・講座の指導をしていただく。趣味のサークル、スポーツ団体は利用料が減免されているので、地域に社会貢献していただくと共に利用団体協	無	いただいた御意見につきましては、「集落の整備」ではなく「人材育成」や「生涯学習」の分野に該当するものであり、町全域の各種団体に係わるものと考えます。本事業計画には具体的な事業を掲載していませんが、今後の参考とさせていただきます。	

	議会が主催する地域のイベントや講演会等を開催していただく。			
36	35 ページ、地域文化の振興等の事業計画に、以下の事業を追加してはどうか。 (地域文化の振興) 地域に伝わる伝統文化(神楽、獅子舞など)を掘り起こし、学校のクラブ事業として未来に伝えていく。	無	いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきますが、南郷地域だけでなく町全域に係わるものと考えます。本事業計画には具体的な事業を掲載しておりませんが、地域に伝わる伝統文化の継承については、いずれも困難な状況となっており、町としてはこれらの情報等を保存し活用していくこととしております。	
37	36 ページ、その他地域の持続的発展に関し必要な事項の事業計画に、以下の事業を追加してはどうか。 (その他：議会の活性化) 議会においても「美里町過疎地域持続的発展対策特別委員会」を組織し、当局の事業計画に対してチェックするだけでなく、議会独自に事業計画を策定していただき、最終的に当局の事業計画と調整する。	無	いただいた御意見は、美里町議会へのものであり、本計画書への記載はできません。	
38	添付された資料の殆どが、総合計画検討用の資料である。総合計画用の資料を見て過疎地南郷地域についてコメントせよとは、森全体の写真を見て、その中の	無	本計画の策定については、令和2年度策定した美里町総合計画に基づき、今後町が取り組む過疎対策を抽出し取りまとめたものです。また、国や宮城県から	

	カシの木を探してコメントしろと言われたことの様で、これは明らかに町民を愚弄していることとなります。大変失礼なやり方で、納得できません。改めてコメント募集のやり直しを求めます。		の指導のもと調製したものでありますので、御理解と御協力をお願いします。	
39	<p>添付資料の（１）現状と問題点と（２）その対策が示されているが、順列的に対比されておらず、非常に理解しづらい。このことについては、総合計画時にも指摘しているにも関わらず、事務局は相変わらず馬耳東風である。事務局自体がどこまでやる気があるのか無いのか、その真剣さが疑われてなりません。改めて再考を求めます。</p> <p>例：</p> <p>テーマ「教育の振興」9.</p> <p>現状と問題点 9-(1)-① 9-(1)-②</p> <p>その対策 9-(1)-①の対策 9-(1)-②の対策</p>	無	本計画の策定については、令和2年度策定した美里町総合計画に基づき、今後町が取り組む過疎対策を抽出し取りまとめたものです。また、国や宮城県からの指導のもと調製したものでありますので、御理解と御協力をお願いします。	